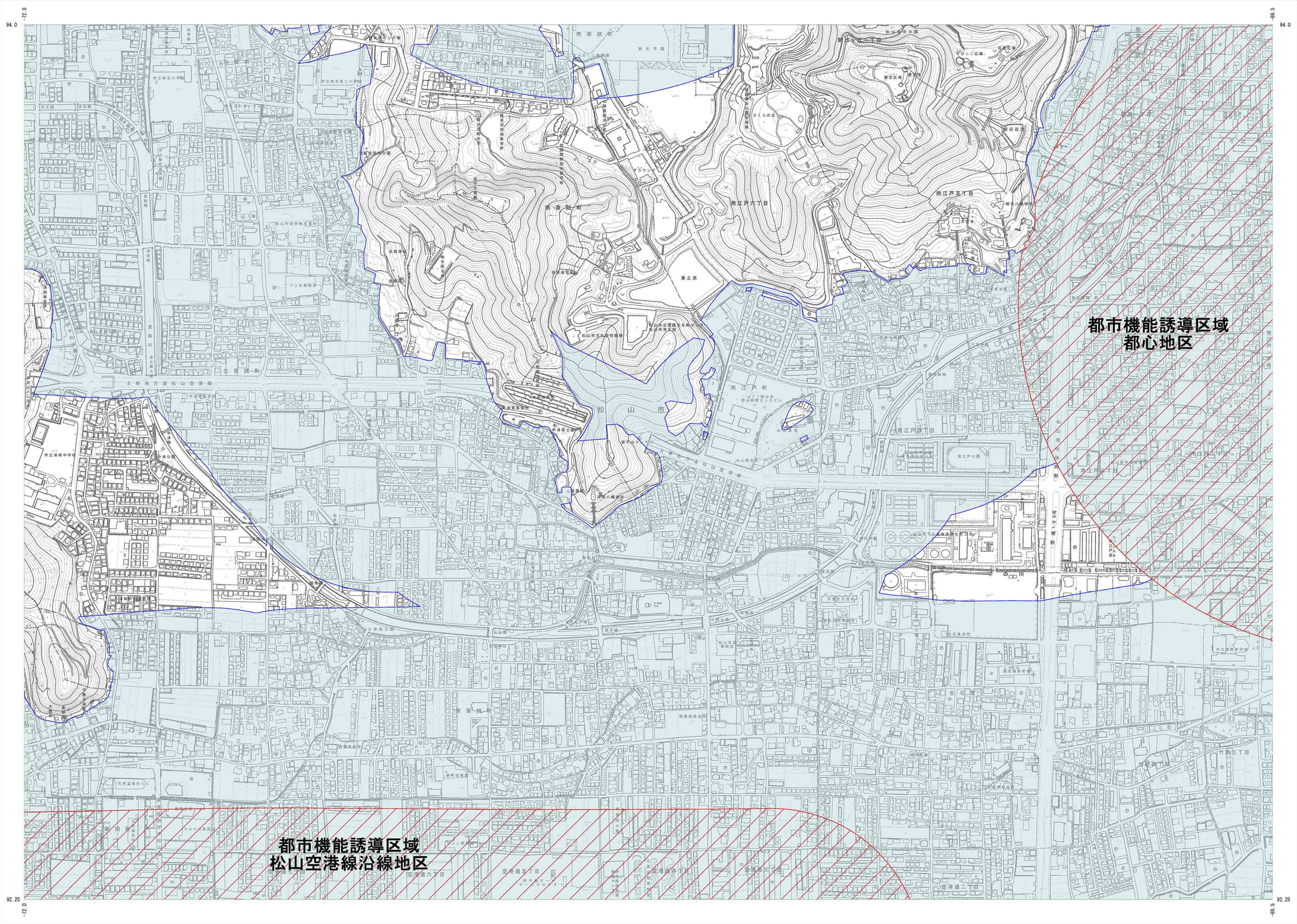




J2	J3	J4
K2	K3	K4
L2	L3	L4

- 凡 例
- 都市機能誘導区域 (Red hatched box)
 - 居住誘導区域 (Blue outline box)

誘導施設

- 【都心地区】
- 医療施設
(地域医療支援病院)
・医療法第4条に規定される地域医療支援病院
- 総合福祉センター
・松山市総合福祉センター条例(平成2年条例第16号)に規定される総合福祉センター

- 商業施設 (スーパー・百貨店等)
・以下の商業分譲に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準商業分譲(総務省: H25. 10&IT)の
小分譲のうち、
561「百貨店・総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「鮮魚・生肉小売業」
583「食肉小売業」
584「鮮魚小売業」

- 商業施設 (温浴施設)
・松山市温浴施設事業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第1号)に規定される公営温浴

- 教育施設
(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・H 第134条に規定される専修学校
・H 第134条に規定される各種学校

- 文化施設
(図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第18条、同法第22条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

- 文化施設 (ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

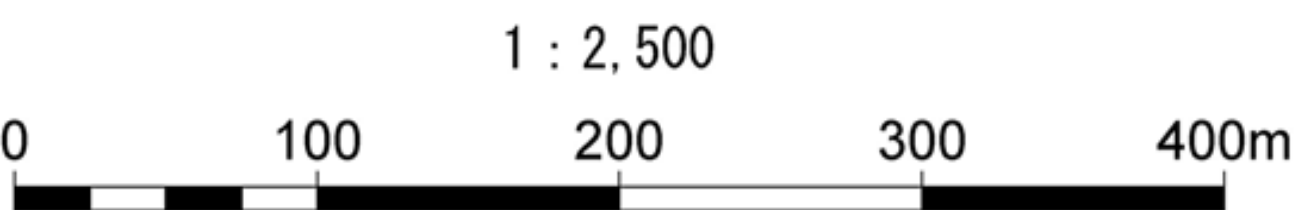
- 【その他地区】
- 商業施設 (スーパー・百貨店等)
・以下の商業分譲に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準商業分譲(総務省: H25. 10&IT)の
小分譲のうち、
561「百貨店・総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「鮮魚・生肉小売業」
583「食肉小売業」
584「鮮魚小売業」

- 教育施設
(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・H 第134条に規定される専修学校
・H 第134条に規定される各種学校

- 文化施設
(図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第18条、同法第22条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

- 文化施設 (ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

- 【誘導区域と災害ハザード】
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
・災害ハザードの情報は、「防災マップ」「防災マップ」「防災マップ」を参照してください。



この地図は、「松山市都市計画図(平成29年2月修正)」を基図にしています。
平面直角座標値は、世界測地系に対応する。座標系: 第四系